

高浜町クリーンキャンペーン実施要領

1. 実施目的

高浜町の豊かで美しい自然環境を守るため、町民総ぐるみの清掃活動を展開することにより、清潔で明るく住みよい町を築くとともに、「若狭高浜」のイメージアップと美化意識並びに公德心の高揚を図ることを目的とする。

2. 実施日時

令和8年6月7日(日) 8:30~12:00(小雨決行)

搬入時間 8:30~12:00の間

※悪天候のため中止となる場合は、午前7時頃に有線放送で連絡します。

※悪天候の場合は、6月14日(日)に延期

3. 実施場所及び内容

- 各地区内の清掃(道路、河川、公園、道路側溝など)
- ごみ集積場の修理及び清掃
- その他の環境美化活動

4. 実施主体及び実施責任者

実施主体：高浜町、高浜町区長連合会

実施責任者：各 区 長

5. 実施方法

- 可燃ごみ仮置き場(高浜町浄化センター内)、高浜町リサイクルセンター、高浜町不燃物処分地への**搬入は8:30~12:00の間**でお願いします。(搬入の際は、クリーンキャンペーンのごみであることを申し出てください)
- 可燃物、缶類、危険物等をそれぞれ分別して袋に入れ、可燃物、刈草は可燃ごみ仮置き場(高浜町浄化センター内)、缶類、危険物等は高浜町リサイクルセンターに搬入してください。
- 道路側溝等の土砂は土のう袋に入れ、水分の多い土砂等は道路を汚さないように高浜町不燃物処分地に搬入してください。
※土砂以外のごみが混ざっている物は受入できませんので十分注意してください。
もし誤って混入していた場合は、持ち帰っていただきます。

【裏面もご覧ください】

- 上記以外のごみ(不法投棄されていた物)については、高浜町リサイクルセンターに搬入し、必ず高浜町リサイクルセンター職員に申し出てください。
- 海岸清掃を実施する場合は、可燃物(小さな木くず、紙類、ビニール・プラスチック類[堅い物、大きい物、漁業用の網やロープは含まない]、発泡スチロール[小さい物]) 缶類、危険物のみとし、受入れ後にて処理を行う若狭広域クリーンセンター、高浜町リサイクルセンターで対応できる物を対象としてください。
※砂が多く付着している物は受入できませんのでご注意ください。また、海岸清掃を実施する区については、実施前に必ず住民生活課にご連絡ください。

6. その他

- ごみ袋、土のう袋は貴区でご準備ください。
- 当日は収集車による回収は行いませんので、貴区において可燃ごみ仮置き場、高浜町リサイクルセンター、高浜町不燃物処分地への搬入をお願いします。
- 実施結果については別紙報告書により6月22日(月)までに役場住民生活課まで提出(メール・FAXでも可)くださるようお願いいたします。
- 当日実施されず、別の日に実施される場合は、事前に役場住民生活課(TEL:72-7703)まで連絡をお願いします。